

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 井上、柳田 電話 222-3953)

件名	(単価契約) 不法投棄ごみ、一斉清掃ごみ、火事ごみ及び家電4品目収集運搬業務
形状・寸法	
予定数量	160台(年間見込)
契約期間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契約条件	別紙仕様書のとおり

不法投棄ごみ、一斉清掃ごみ、火事ごみ及び家電4品目収集運搬業務仕様書

本仕様書は、不法投棄ごみ、一斉清掃ごみ、火事場等の災害に伴い排出されるごみ（以下、「不法投棄ごみ等」と言う。）、生活環境美化センター等を集積されたごみ及びまち美化事務所等を集積された不法投棄家電4品目を収集・分別し、それぞれを指定場所まで運搬するものである。

1 契約期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

2 業務内容

(1) 共通業務

不法投棄ごみ等、生活環境美化センター等を集積されたごみ及びまち美化事務所等を集積された不法投棄家電4品目について収集、運搬を行う。

また、収集したごみ等は、次の分別品目ごとに分類のうえ、分別品目ごとに指定する搬入場所へ運搬を行う。

ただし、搬入場所の状況等によって、搬入先を変更する場合や指定場所以外へ搬入を指示する場合がある。

(分別品目)

- ・焼却可能なごみ
- ・破碎処理後に焼却可能なごみ
- ・リサイクル可能なごみ（缶・びん・ペットボトル、小型金属類等）
- ・家電リサイクル法に基づく対象家電製品
- ・処理困難物（タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、バイク、金庫等）
- ・その他（土砂、瓦礫等）

(分別品目ごとに指定する搬入場所)

分別品目	指定する搬入場所
焼却可能なごみ、破碎処理後に 焼却可能なごみ	東北部クリーンセンター (左京区静市市原町 1339 番地)
焼却可能なごみ、破碎処理後に 焼却可能なごみ及び小型金属類	南部クリーンセンター (伏見区横大路八反田 29 番地) ただし、破碎処理後に焼却可能なごみについては、東北部クリーンセンターへの搬入を指示す

	る場合がある。
家電製品（家電リサイクル法に基づく対象家電製品及び家電4品目を除く）	東北部クリーンセンター※ （左京区静海市原町 1339 番地） 南部クリーンセンター※ （伏見区横大路八反田 29 番地）
缶・びん・ペットボトル	南部資源リサイクルセンター （伏見区横大路千両松町 447 番地）
家電リサイクル法に基づく対象家電製品、処理困難物	生活環境美化センター （南区西九条森本町 62-1 番地）
土砂、瓦礫等	東部山間埋立地 （伏見区醍醐上山田 1 番地）
家電4品目	一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターが指定した引取場所とする。 ・嶋崎運送株式会社 （伏見区横大路六反田 57 番地 4） ・美山運輸株式会社 （南区吉祥院石原堂ノ後町 43 番地） ・日本通運株式会社京都支店洛南物流センター （南区上鳥羽城ヶ前町 57 番地 63）

※構内搬入場所については、別途、指示する。

（２）個別業務

ア 不法投棄ごみ等及び生活環境美化センター等に一時堆積されたごみの場合

（ア） 現地調査

本市からの連絡に基づき、現地調査を行い、作業実施日の前日までに本市へ作業実施方法の手順等を文書で報告すること。

なお、火事ごみ等、緊急時においてはこの限りではない。

（イ） 収集運搬業務

本市が指定した日に職員の指示する場所、時間、指定された車種及び台数で収集運搬業務を行うこと。

また、その当日中※に（１）共通業務で示した収集、分別及び所定の場所への搬入までの作業を完了すること。

※ 本市が指定した日における各搬入場所の業務時間内を指す。

なお、事故等のやむを得ない理由により当日中に搬入できない場合は、本市に報告のうえ、別途本市が指定した日に搬入すること。

ただし、搬入日の作業は、作業車両台数に含まない。また、本市の承諾を得ずに指定された台数を超えて作業を行った場合、超えた分の台数は、作業車両台数に含

まない。

(ウ) 収集作業に係る調整及び報告

- a まち美化推進課から庸車依頼票、申請書、地図（一斉清掃でない場合、申請書、地図の送付はなし）をFAXで送信した際、速やかに配車の決定に係る調整を図ること。
- b 庸車依頼票の回答は、原則、作業実施日の直前の火曜日まで※に、クリーンセンター等への搬入車種、台数、各車番及び当日の人員等を記入のうえ、まち美化推進課にFAXにて行うこと。

※ 案件に応じて、本市から回答期限を指示する場合がある。

※ 雨天等の影響によって一斉清掃等が延期になった場合、庸車依頼票を延期後の日程の直前の火曜日までに再提出すること。

- c 作業実施日の当日について、一斉清掃等の中止などにより、本市から中止の連絡をしない限り、当日のごみの収集作業を確実に実施すること。
- d 作業実施完了後の翌日の午前8時までに、**別紙1**「作業報告書」をまち美化推進課へ提出すること。

ただし、翌日が本市の休業日である場合は、休業日以降の最初の業務開始日の午前8時までに提出すること。

- e 翌月5営業日以内に、当月分に係る**別紙2**「作業車両台数集計表」をまち美化推進課に提出すること。

(エ) 作業実施日

不定日（土曜日、日曜日及び祝日を含む）とする。

なお、現地調査後、収集運搬業務を行わなければならないため、作業実施日の前日までに本市から受託者に連絡する。

イ 家電リサイクル法に係る家電4品目に該当するごみの場合

(ア) 収集運搬業務

本市が指定した日に、本市が指定したまち美化事務所及び生活環境美化センター（回収場所は次のとおり）を巡回し、対象家電製品の回収を行う。

回収方法は、まち美化事務所と協議し、指示された場所、時間に回収を行うこと。

なお、まち美化事務所の出庫時間帯（8時～8時45分、13時～13時45分）には回収を行わないこと。

また、その当日中※に（1）共通業務で示した指定引取場所へ、各メーカーに分別した家電4品目を搬入するまでの作業を完了すること。

※本市が指定した日において各搬入場所の業務時間内を指す。

（不法投棄家電4品目回収場所※）※追加、変更の可能性あり。

- ・東部まち美化事務所（左京区高野西開町34番地の3）

- ・山科まち美化事務所（山科区小野弓田町 3 番地）
- ・南部まち美化事務所（南区西九条森本町 50 番地）
- ・西部まち美化事務所（右京区西院西貝川町 57 番地の 1）
- ・西京まち美化事務所（西京区榎原秤谷町 37 番地）
- ・伏見まち美化事務所（伏見区横大路千両松町 447 番地）
- ・生活環境美化センター（南区西九条森本町 62-1 番地）

（イ）機種・数量確認

本市が指定したまち美化事務所を巡回した後、最終巡回場所を生活環境美化センターとする。各巡回場所においては、対象家電製品について品目・メーカーごとに分別を行う。分別完了後、本市職員立会いの下で各品目それぞれの数量を確認し、**別紙 3**「不法投棄家電品回収台数確認書」に記入、双方押印をした後、本市職員から不法投棄家電品回収台数確認書の写しを受領し、ダンプ車両（パワーゲート付）に対象家電製品の積込作業を行うこととする。

なお、最終巡回場所に指定している生活環境美化センターでは、回収した家電 4 品目の機種・数量に応じた枚数の家電リサイクル券（自治体用券）を受領し、搬入作業を行う前に、必要事項を記入したうえで各対象家電製品全てに貼付すること。

（ウ）報告

作業実施当日中、**別紙 4-1**「作業報告書（家電回収用）」及び**別紙 4-2**「家電品運搬等業務 作業報告書」を生活環境美化センターへ提出すること。

翌月 5 営業日以内に、当月分に係る**別紙 4-2**「家電品運搬等業務 作業報告書」及び**別紙 5**「家電四品目収集運搬件数集計表」をまち美化推進課に提出すること。

（エ）作業実施日

原則、毎月第二金曜日とする。

ただし、年末年始等本市が長期休業に当たる場合や、本市が緊急的に回収業務を実施する又は実施しないと判断する場合は、作業実施日を変更できるものとする。

3 必要車両等

運搬用車両については、4 トン以下のダンプ車とし、車両を常に良好な状態に保ち、本市担当職員の指示に従い、常時、車両と人員の配置ができる状態にあること。

また、緊急時においても対応できるよう車両配備の際に考慮すること。

なお、車両は緊急性を要するためリースは不可とし、すべて自社保有とする。

また、次の車両（台数）を最低限所有していること。

- ・ 4 トントラック（ダンプ式） 3 台
- ・ 4 トントラック（ダンプ式、パワーゲート付き） 1 台

・ 2 トントラック（ダンプ式） 2 台

・ 2 トン機械車（パッカー車） 2 台

※ 4 トントラック及び2 トントラックでの作業の際には、車両 1 台につき運転手のほか、安全確保のための誘導員と作業員を配備すること。

また、4 トントラックの 2 台は、土砂積載可能な車両であること。

4 運搬用車両等

(1) 契約履行開始までに、申請車両の車両検査を実施する。車両検査の日時等は、別途指示する。

(2) 運搬用車両には、搬入時に車両管理用 I D タグの取出しが容易になるようカードクリップ等を取り付けること。

(3) 運搬用車両は、一般廃棄物運搬専用車両とするため、産業廃棄物収集運搬用車両として許可権者に届け出ている車両は不可とし、産業廃棄物の運搬は、禁止する。

(4) 運搬用車両は、貨物自動車運送事業法第 3 条に規定する許可に基づく事業用貨物車（グリーンナンバー車）であること。

(5) 積雪時及び道路凍結時においては、運搬業務に支障が無いよう冬用タイヤチェーン等を準備し、安全対策に万全を期すること。

(6) 運搬用車両は、モーター式コボレーン等でごみが飛散しないよう保護・防護を行うようにすること。

(7) 運搬用車両は、ダンプ式のできる車両に限り（観音開きや片開きだけの車両は不可）、随時脱着できない構造を持つ固定式のものとする。

(8) 運搬用車両は、自動車検査証における所有者が同一のものであること（リース車両は不可）。

(9) 家電リサイクル業務については、3 トン以上 4 トン以下のダンプ車で、かつパワーゲート付き、幅 2 1 0 c m 以下、長さ 6 2 0 c m 以下とする。

5 運搬数量

(1) 不法投棄ごみ等

分別品目ごとに指定する搬入場所へ搬入する際の入場時の計量重量から退場時の計量重量を差し引いた数量とする。**別紙 1**「作業報告書」の搬入量の算出は、トン単位で小数点第 2 位までとする。

(2) 家電 4 品目

別紙 3「不法投棄家電品回収台数確認書」の数量とする。

6 契約金額

契約金額は、車両１日１台当たりの単価とする。

なお、予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する場合があるが、その場合でも、本市は何ら補償しない。

7 支払い

まち美化推進課は、受託者から適法な請求書を受領した場合、当該請求金額を速やかに支払うものとする。

8 資格・免許等

資格・免許を必要とする作業については、有資格者をもってこれに従事させること。

9 遵守事項

本契約書のほか、道路交通法、同施行令、道路運送車両法、同施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、京都市契約事務規則、京都市会計規則等の関係法令を遵守すること。

10 損害の負担

業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む）に関して、本市は、一切の責任を負わない。

ただし、その損害が、本市の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

11 その他

（１）業務の遂行にかかる必要経費は、全て受託者の負担とする。

（２）業務の遂行に当たっては、本市職員の指示に従うこと。

（３）この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、別途協議する。

作 業 報 告 書

社名_____

作業日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
業務名	
作業場所	
作業実施者	
作業内容	

<搬入状況報告>

搬入場所	車両番号	搬入時間	搬入量	備考

※ 一斉清掃ごみは、一斉清掃ごとのごみ量（搬入量の内訳）を記載すること。

※ 収集作業現場における作業前、作業完了後の写真を合わせて提出すること。

<写真>

作業日：令和 年 月 日（ ）

件名：

(写真1) 作業前	備考
	場所： 開始時間： 時 分 その他：
(写真2) 作業後	備考
	場所： 完了時間： 時 分 その他：

※ ごみの回収箇所が複数ある場合は、写真欄及び備考欄を本様式に追加すること

不法投棄家電品 回収台数確認書

	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・乾燥機	エアコン	合 計
A グループ家電台数	台	台	台	台	台
B グループ家電台数	台	台	台	台	台

上記のとおり、一時保管していた不法投棄家電にリサイクル券を貼付し、搬出したことを確認する。

年 月 日

_____まち美化事務所・生活環境美化センター

受託業者

＊ この確認書は、各まち美化事務所・生活環境美化センターと回収業者双方で数量確認した後、回収業者に写しを渡し、原本は、各まち美化事務所・生活環境美化センターにて保管してください。

＊ 上記グループ（A・B）の区分については、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ「メーカー別リサイクル料金一覧」でご確認ください。

作業報告書 (家電回収用)

社名 _____

作業日時	年 時	月 分	日 () ～ 時 分
業務名			
作業場所			
作業実施者			
作業内容			

<搬入状況報告>

[illegible]

不法投棄家電品運搬等業務 作業報告書

回収日 年 月 日

	テレビ				冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・乾燥機	エアコン	合計（台）
	(ブラウン管)		(液晶・プラズマ)					
	A	B	A	B				
東部まち美化事務所								
山科まち美化事務所								
南部まち美化事務所								
西部まち美化事務所								
西京まち美化事務所								
伏見まち美化事務所								
生活環境美化センター								
合計（台）								
リサイクル券使用枚数 枚								
報告日 年 月 日 報告者								

家電 4 品目収集運搬件数集計表

年 月分

まち美化事務所等	家電 4 品目収集運搬件数				
	テレビ	冷蔵（凍）庫	洗濯機	エアコン	合 計
東部まち美化事務所					
山科まち美化事務所					
南部まち美化事務所					
西部まち美化事務所					
西京まち美化事務所					
伏見まち美化事務所					
生活環境美化センター					
総計					